

【高度管理医療機器等販売業・貸与業】許可更新申請手続きについて（那覇市保健所）

令和 7 年 2 月

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第 39 条、同法施行規則第 178 条第 1 項において準用する施行規則第 6 条

【許可までの流れ】

申請書提出 → 許可 → 許可証の受取 → （現地調査の日程調整 → 現地調査）

【提出書類等】

用意部数：1 部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

1. 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請書（様式第九十）
2. 現許可証（原本）
3. 管理者の継続研修修了証（直近 5 カ年分）
※医薬品医療機器等法施行規則第 168 条の規定に基づく確認
4. 手数料 11,300 円（現金）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。